

令和 6 年度第11回 区政運営会議 記録要旨

1 日 時	令和 6 年10月 4 日（月） 15：15 ～ 15：30	2 場 所	第五委員会室
3 件 名	品川区公契約条例の制定について		
4 出 席 者	区長、堀越副区長、新井副区長、教育長 各部長・担当部長 企画経営部各課長・総務課長・戦略広報課長	5 会 議 結 果	■ 案のとおり決定する。 □ 一部修正の上、決定する。 □ 継続して検討する。 □ 案を否決する。 【備考】
6 会 議 内 容	【指示事項】 ・これまでの検討委員会や定例会・予算特別委員会等での議論を踏まえ、着実に検討を進めること。		

付 議 事 案 書

審議事項 ・ 報告事項							
1 件 名		品川区公契約条例の制定について					
2 担 当 部 課		企画経営部経理課		3 関 連 部 課		庁内各課	
論 点 4 （決定を要する事項）		品川区公契約条例の骨子（案）に基づき、条例を策定してよろしいか。					
5 概 要		① 現 課 状 題	・ 現在は、要綱に基づく「労働環境チェックシート」の報告により、労働環境の整備、契約の適正履行の確認等を行っているが、社会経済情勢の変化等により、公契約の透明性、公契約に従事する者の労働環境を整備する必要性が高まっている。 ・ また、年々公契約条例を制定する区（14区）が増加している。 ・ 区議会しながわ未来の一般質問に対し、第4回定例会に条例案を提案すると答弁した。	② 付議事案	目 的	・ 入札等の適正化および労働環境の整備を促進し、区の締結する契約の適正履行や品質の確保を図る。 ・ 「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえ、賃金等の労働環境の確保を図ることで、区民のウェルビーイングの向上につなげる。	
					対応方策	・ 公契約に従事する労働者に係る「労働報酬下限額」を定める「賃金条項型」の公契約条例を制定する。 ・ 附属機関として「品川区公契約審議会」を設置し、労働報酬下限額について諮問し、答申を受ける。	
		③ そ の 他 （スケジュール等）	第4回区議会定例会に品川区公契約条例を提案する。 ・ 基本方針（公契約の透明性の確保、談合排除等）、区、受注者の責務、公契約審議会の設置等、基本的な規定は令和7年4月1日施行。 ・ 労働報酬下限額の設定・順守、対象とする契約の定め、条例に基づく事業者からの報告、区の立入調査等、具体的な規定は、令和8年4月1日施行。	項目	有無	方法（時期）	
				条例規則	有	条例をR6第4回定例会に提案、R7.1~3月施行規則制定	
				議会説明	有	R6第4回定例会議案説明会、本会議、総務委員会等	
				区民参加	無	労使代表等は、検討会を通じて参加（R6.8～）	
				報道発表	無		
				広報・HP	有	運用の際、HP上で事業者に対し周知を実施。	
6 参 考 情 報		R6年第三回定例会で大倉たかひろ議員（未来）、石田しんご議員（無所属）から一般質問あり。		7 添 付 資 料		別紙「品川区公契約条例の制定について」	

品川区公契約条例の制定について

経理課

【条例の目的】

- ・入札等の適正化および労働環境の整備を推進し、区の締結する契約の適正履行や品質の確保を図る。
- ・「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえ、賃金等の労働環境の確保を図ることで、区民のウェルビーイングの向上につなげる。

【検討組織】

- ・品川区公契約条例に関する検討委員会
 - (1) 学識経験を有する者 3人（大学准教授、弁護士、社会保険労務士）
 - (2) 労働者団体関係者 2人（連合東京、東京土建）
 - (3) 事業者団体関係者 2人（建設防災協議会、東京商工会議所）
- ・開催日程等
 - R6.8 第1回 他自治体状況、公契約制度の情報共有等
 - R6.9 第2回 条例タイプ、適用範囲等に係る意見聴取
 - R6.10末 第3回 条例骨子等の報告、条例制定後の運用について

【スケジュール（提案から運用開始まで）】

- R6.11 条例案提案（R6第四回定例会）
- R6.12 条例案議決
- R7.1～3 条例施行規則の制定
- R7.4 条例施行（労働報酬下限額等の規定は、R8.4以降に締結する契約から適用）
- R7.8 品川区公契約審議会 開催（年2～3回）（労働報酬下限額等の方針決定等）
- R7.8～（各課）新年度予算要求
- R7.9-10 新庁舎建設契約（R7第三回定例会）
- R8.4～ 公契約条例の本運用開始

【品川区公契約条例 骨子（案）】

【条例のタイプ】

- ・賃金条項型条例
対象となる公契約の労働報酬下限額を定める条例とする。

【基本方針（主な内容）】

- ・契約手続きの透明性確保、公正な競争の促進
- ・談合等不正行為の排除
- ・適正な労働条件の確保等
- ・持続可能な社会の実現に資する取組みを行う事業者の受注機会の確保

【適用範囲】

- 1 工事または製造請負契約 1億8千万円以上の契約（R5:11件）
- 2 委託契約 2千万円以上の契約で規則で定めるもの（R5:223件）
- 3 指定管理者制度に基づく施設管理 規則で定める指定管理者
※対象については、引き続き検討する。（R6.4:105施設）

【労働報酬下限額】

- ・受注者等が公契約に従事する労働者に対し、区長が定める「労働報酬下限額」以上の報酬を支払うことについて、契約に盛り込むことを定める。
- ・労働報酬下限額は、「品川区公契約審議会」の意見を聴いて定める。

【労働者からの申出、事業者からの報告および区の立入調査】

- ・労働環境の確保のため必要な規定を定める。

【品川区公契約審議会の設置】

- ・労働報酬下限額その他公契約に関する事項を調査審議するための附属機関を設置する。
- ・審議会の構成
学識経験者3人以内、労働者団体関係者2人以内、事業者団体関係者2人以内で構成する。

【施行日等】

- 令和7年4月1日施行（労働報酬下限額等の規定は令和8年4月以降に締結する契約から適用）